

(新)

別表第1 (第3条関係)

(1) 補助 事業	(2) 補助事業者 (注1)	(3) 事業実施 主体(注1)	(4) 補助率・ 補助限度額	(5) 対象事業の 条件	(6) 補助対象経費 (注2)	(7) 補助対象経費詳細 (注2) (注3)
周 遊 促 進 ・ 滞 在 延 長 支 援 事 業	市町村等、 広域観光組 織、観光協 会、地域の 活動団体、 公の施設の 指定管理者	市町村等、市 町村の長が補 助を行う団 体、広域観光 組織、観光協 会、地域の活 動団体、公の 施設の指定管 理者	2分の1又は 3分の1以内 1事業あたり、 上限額：200万円 下限額：10万円 ※1 1事業実施 主体あたりの上 限額についても 上記とする ※2 当該補助金 の補助を受けた 実績がある事業 の2回目の申請 (以下、「継続 事業」という) は補助率3分の 1以内とし、 <u>3 回目以降の申請 は、補助対象と しない</u> ※3 寄附金等や その他の収入が あるときは総事 業費から当該収 入額を控除した 額と補助対象経 費とを比較して 少ない方の額に 補助率を乗じる	①どっぷり高知旅キ ャンペーンのテー マに沿った取組 で、観光客の周遊 促進や滞在延長が 図られ地域の観光 消費拡大が見込め るもの ② <u>次のアからウのい ずれかに該当する こと</u> <u>ア 新規事業</u> <u>イ 拡充事業(既存事 業において、従前 より拡充して実施 する場合の拡充部 分)</u> <u>ウ 継続事業</u> ③国等の事業や県の 他の補助金を活用 していないもの	観 光 協 会 な ど、地域にお ける活動団体 が2つ以上連 携し、観光施 設や宿泊施 設、集落活動 センターなど、地域の拠 点となる施設 (以下、「拠 点施設」とい う)を中心に 周遊促進や滞 在延長を図る 取組に要する 経費	①周遊ルートや体験プラン等を新たに造成するために招聘するアドバイザーや専門家等への謝金や期間限定の雇用に係る経費 ②新たに設定する周遊ルートのモニターツアーに係る経費 (バス借上料、入館料、体験料、保険料、広告費など) ③周遊観光を目的としたタクシープランの造成に係る経費 (謝金、広告費など) ④スタンプラリー等の周遊企画に係る経費 (チラシ・ポスター、ノベルティ等の制作費、広告費など) ⑤周遊を促すツール(周遊マップ、クーポン券、PR動画等)の制作に係る経費 ⑥拠点施設に配置する移動販売やキッチンカーの招聘に係る経費 (謝金、広告費など) ⑦イベントや企画展の開催に係る経費 (出演者等への謝金、会場借上料、設営費、警備に係る経費、チラシ・ポスター、看板等の制作費、広告費、取材誘致やタイアップに係る経費、特設ウェブサイト作成に係る経費、夜間イベントの演出に係る経費、ライトアップ <u>機材</u> の購入費、臨時スタッフの雇用に係る経費など) ⑧イベント等の開催に合わせたシャトルバス運行に係る経費 (バス借上料、交通誘導員の配置(シャトルバスの運行に付随する場合に限る)に係る経費、案内看板の製作・設置に係る経費、広告費など) ⑨周遊促進を目的とした臨時駐車場の借上に係る経費 ⑩新たなモビリティの <u>整備</u> に係る経費 (電動キックボードの購入費、レンタサイクルの整備費など) ⑪その他会長が認めるもの

(1) 補助 事業	(2) 補助事業者 (注1)	(3) 事業実施 主体(注1)	(4) 補助率・ 補助限度額	(5) 対象事業の 条件	(6) 補助対象経費 (注2)	(7) 補助対象経費詳細 (注2)(注3)
イ ベ ン ト 等 開 催 支 援 事 業	市町村等、 広域観光組 織、観光協 会、地域の 活動団体、 公の施設の 指定管理者	市町村等、市 町村の長が補 助を行う団 体、広域観光 組織、観光協 会、地域の活 動団体、公の 施設の指定管 理者	3分の1以内 1事業あたり、 上限額：100万円 下限額：10万円 ※1 1事業実施 主体あたりの上 限額についても 上記とする ※2 本補助金に よる補助を受け た実績がある事 業は、補助対象 としない ※3 寄附金等や その他の収入が あるときは総事 業費から当該収 入額を控除した 額と補助対象経 費とを比較して 少ない方の額に 補助率を乗じる	①「どっぶり高知旅 キャンペーン」の 盛り上げのため、 高知県の「食」 「自然」「歴史・ 文化」をテーマに 含んで開催するイ ベントで、県外か らの誘客による観 光消費拡大が見込 めるもの ② 次のアからウのい ずれかに該当する こと ア よさこい高知文化 祭2026の盛り上げ につながるイベン ト イ 龍馬バスポート指 定イベント ウ 平日又は宿泊閑散 期(注4)に開催 するイベント ③ 1,000人以上の集 客が見込めるもの ④ 既存イベントの場 合は、従前の内容 以上に追加して磨 き上げを行うもの ⑤ 国等の事業や県の 他の補助金を活用 していないもの	中山間地域 (注5)で実 施するイベン トの開催・運 営等に要する 経費	①イベント等の開催に係る経費 (出演者等への謝金、会場借上料、設営費、警備に係る経費、チラシ・ ポスター、看板等の製作費、広告費、取材誘致やタイアップに係る経 費、特設ウェブサイト作成に係る経費、夜間イベントの演出に係る経 費、ライトアップ機材の購入費、臨時スタッフの雇用に係る経費な ど) ②イベント等の開催に合わせたシャトルバス運行に係る経費 (バス借上料、交通誘導員の配置(シャトルバスの運行に付随する場合 に限る)に係る経費、案内看板の製作・設置に係る経費、広告費な ど) ③周遊促進を目的とした臨時駐車場の借上に係る経費 ④その他会長が認めるもの

(注1) 地域の活動団体や公の施設の指定管理者が補助事業者及び事業実施主体となるのは、イベントや企画展等の開催に係る事業のみとする(別表第1表中の(7) 周遊促進・滞在延長支援事業の②④⑦⑧⑨、イベント等開催支援事業の①②③を想定)。

(注2) 補助対象とならない経費は、次に掲げる経費とする。

- 1 食糧費に該当する経費。
- 2 補助事業で使用する目的以外にも広く使える汎用性が高い消耗品、備品の購入に係る経費。
- 3 職員の人件費。ただし、補助事業の遂行に必要な業務を補助するために臨時的に雇い入れる者の賃金等は、補助の対象とすることができる。
- 4 取得価格が単品で10万円以上の物品の入手に係る経費。ただし、ライトアップやイルミネーションイベントを実施するためのプロジェクションマッピング用大型照明備品や、新たなモビリティを購入する経費については、単品で50万円未満まで補助の対象とすることができる。
- 5 商品券等の金券類の発行や割引キャンペーン類の割引原資に係る経費。
- 6 施設整備や改修等のハード整備に要する経費。
- 7 商品の製造に供する原材料費等の経費。
- 8 地域への観光誘客を目指すものではなく、専らオンラインでの開催をメインとしたイベントの開催に係る経費。
- 9 イベント等の開催に合わせたシャトルバス運行で、周遊促進を目的としない運行(単に2地点を往復するピストン輸送)に係る経費。
- 10 公課費等その他補助することが適当であると認められない経費。
- 11 1から10までに掲げるもののほか、経常経費であると会長が認める経費。
- 12 1から11までに掲げる経費を対象経費とした間接補助事業に係る経費。

(注3) 広告費及びノベルティに係る経費については、原則として、補助対象経費の1/2以内とする。

(注4) 宿泊閑散期とは、1月、2月、4月、6月、12月とする。

(注5) 中山間地域とは、次のいずれかに該当する地域とする。

- 1 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域
- 2 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により振興山村地域として指定された地域
- 3 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域
- 4 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
- 5 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第3条又は第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)

事業実施に係る付帯条件

- (1) 補助事業者（事業実施主体）が制作するポスター、チラシ、立て看板等の制作物や広報活動において、下記いずれかの内容を掲示すること。
 - ・「どっぷり高知旅キャンペーン」ロゴマークの表示
 - ・「どっぷり高知旅キャンペーン」関連企画であることが分かる文言の表示
 - (2) 補助事業者（事業実施主体）が制作するチラシ、ホームページ等に、施策の中核となる拠点等への観光客のアクセス情報を盛り込むこと。
 - (3) イベントの開催については、原則として、助成後3年間は継続して開催すること。
-

別表第2（第5条、第6条、第12条関係）

1	暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
2	暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
3	その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
4	暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
5	暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
6	暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
7	いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
8	業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
9	その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
10	その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第1 (第3条関係)

(1) 補助 事業	(2) 補助事業者 (注1)	(3) 事業実施 主体(注1)	(4) 補助率・ 補助限度額	(5) 対象事業の 条件	(6) 補助対象経費 (注2)	(7) 補助対象経費詳細 (注2)(注3)
周 遊 促 進 ・ 滞 在 延 長 支 援 事 業	市町村等、広 域観光組織、 観光協会、地 域の活動団 体、公の施設 の指定管理者	市町村等、市 町村の長が補 助を行う団 体、広域観光 組織、観光協 会、地域の活 動団体、公の 施設の指定管 理者	2分の1又は 3分の1以内 1事業あたり、 上限額：200万円 下限額：10万円 ※1 1事業実施 主体あたりの上 限額についても 上記とする ※2 当該補助金 の補助を受けた 実績がある事業 の2回目の申請 (以下、「継続 事業」という) は補助率3分の 1以内とする ※3 寄附金等や その他の収入が あるときは総事 業費から当該収 入額を控除した 額と補助対象経 費とを比較して 少ない方の額に 補助率を乗じる	①どっぷり高知旅 キャンペーンの テーマに沿った 取組で、観光客 の周遊促進や滞 在延長が図られ 地域の観光消費 拡大が見込める もの ②新規事業又は 拡充事業(既存 事業において、 従前より拡充し て実施する場合 の拡充部分)、 若しくは継続事 業 ③国等の事業や 県の他の補助金 を活用していな いもの	観光協会など、 地域における活 動団体が2つ以 上連携し、観光 施設や宿泊施 設、集落活動セ ンターなど、地 域の拠点となる 施設(以下、 「拠点施設」と いう)を中心に 周遊促進や滞在 延長を図る取組 に要する経費	①周遊ルートや体験プラン等を新たに造成するために招聘するアド バイザーや専門家等への謝金や期間限定の雇用に係る経費 ②新たに設定する周遊ルートのモニターツアーに係る経費 (バス借上料、入館料、体験料、保険料、広告費など) ③周遊観光を目的としたタクシープランの造成に係る経費 (謝金、広告費など) ④スタンプラリー等の周遊企画に係る経費 (チラシ・ポスター、ノベルティ等の製作費、広告費など) ⑤周遊を促すツール(周遊マップ、クーポン券、PR動画等)の制作 に係る経費 ⑥拠点施設に配置する移動販売やキッチンカーの招聘に係る経費 (謝金、広告費など) ⑦イベントや企画展の開催に係る経費 (出演者等への謝金、会場借上料、設営費、警備に係る経費、チ ラシ・ポスター、看板等の製作費、広告費、取材誘致やタイア ップに係る経費、特設ウェブサイト作成に係る経費、夜間イベ ントの演出に係る経費、ライトアップ備品の購入費、主たるイ ベントに付随する従たるオンライン配信に係る経費、臨時スタ ッフの雇用に係る経費など) ⑧イベント等の開催に合わせたシャトルバス運行に係る経費 (バス借上料、交通誘導員の配置(シャトルバスの運行に付随す る場合に限る)に係る経費、案内看板の製作・設置に係る経 費、広告費など) ⑨周遊促進を目的とした臨時駐車場の借上に係る経費 ⑩新たなモビリティの運行に係る経費 (電動キックボードの購入費、レンタサイクルの整備費など) ⑪その他会長が認めるもの

※1 連続テレビ小説に関連し相乗効果が見込める取組については、上記と同じ補助上限額まで別途申請を可能とする。

(注1) 地域の活動団体や公の施設の指定管理者が補助事業者及び事業実施主体となるのは、イベントや企画展等の開催に係る事業のみとする(別表第1表中の(7)の②④⑦⑧⑨を想定)。

(注2) 補助対象とならない経費は、次に掲げる経費とする。

- 1 食糧費に該当する経費。
- 2 補助事業で使用する目的以外にも広く使える汎用性が高い消耗品、備品の購入に係る経費。
- 3 職員の人件費。ただし、補助事業の遂行に必要な業務を補助するために臨時的に雇い入れる者の賃金等は、補助の対象とすることができる。
- 4 単品で10万円以上の物品の購入に係る経費。ただし、ライトアップやイルミネーションイベントを実施するためのプロジェクションマッピング用大型照明備品や、新たなモビリティを購入する経費については、単品で50万円未満まで補助の対象とすることができる。
- 5 商品券等の金券類の発行や割引キャンペーン類の割引原資に係る経費。
- 6 既存設備等の改修費で単なる維持修繕を目的とするもの。
- 7 既存の設備等の撤去及び処分に係る経費。
- 8 駐車場の整備に係る経費。
- 9 用地の取得及び整地に係る経費。
- 10 商品の製造に供する原材料費等の経費。ただし、商品の開発、試作品の製造及び市場調査に必要となる経費は、補助の対象とすることができる。
- 11 地域への観光誘客を目指すものではなく、専らオンラインでの開催をメインとしたイベントの開催に係る経費。
- 12 イベント等の開催に合わせたシャトルバス運行で、周遊促進を目的としない運行(単に2地点を往復するピストン輸送)に係る経費。
- 13 公課費等その他補助することが適当であると認められない経費。
- 14 1から13までに掲げるもののほか、経常経費であると知事が認める経費。
- 15 1から14までに掲げる経費を対象経費とした間接補助事業に係る経費。

(注3)

- 1 広告費及びノベルティに類するものの製作費については、原則として、補助対象経費の1/2以内とする。

事業実施に係る付帯条件

(1) 補助事業者(事業実施主体)が制作するポスター、チラシ、立て看板等の制作物や広報活動において、下記いずれかの内容を掲示すること。

- ・「どっぷり高知旅キャンペーン」ロゴマークの表示
- ・「どっぷり高知旅キャンペーン」関連企画であることが分かる文言の表示

(2) 補助事業者(事業実施主体)が制作するチラシ、ホームページ等に、施策の中核となる拠点等への観光客のアクセス情報を盛り込むこと。

(3) イベントや企画展の開催については、原則として、助成後3年間は継続して開催すること。

別表第2（第5条、第6条、第12条関係）

1	暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
2	暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
3	その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
4	暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
5	暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
6	暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
7	いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
8	業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
9	その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
10	その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。